

日本ファイルコングループ人権方針

本人権方針は、日本ファイルコングループの事業活動の基盤となるものであると考えています。日本ファイルコングループは、「社会に認知される質の高い企業」を目指すうえで、事業活動によって影響を受けるすべての人の人権が尊重されなければならないことを理解し、人権尊重の責任を果たすように力を尽くします。

1. 基本原則および位置づけ

日本ファイルコングループは、国際人権章典、国際労働機関(ILO)の「労働の基本原則および権利に関する宣言」、国連グローバル・コンパクトの10原則、および国連のビジネスと人権に関する指導原則を基に、日本ファイルコングループ人権方針(以下、本方針)を定め、人権尊重の取組を推進していきます。本方針は、当社の企業理念、行動規範、日本ファイルコングループコンプライアンス規程およびコンプライアンス・ガイドラインに基づき、人権尊重の取組についての約束を示すものです。

2. 適用範囲

本方針は、日本ファイルコングループの全ての役員および従業員に適用されます。また、ビジネスパートナーおよびサプライヤーに対しても、本方針の支持と実践を期待し、ともに人権尊重を推進することを目指します。

3. 適用法令の遵守

日本ファイルコングループは、事業活動を行う各国・地域における法令を遵守します。各国・地域の法令等と国際的な人権の原則に矛盾がある場合は、現地法を遵守しながら国際的な人権の原則を尊重する方法を追求します。

4. 教育

日本ファイルコングループは、グループ会社全ての役員と従業員に対し適切な教育を行います。

5. 人権デューデリジェンス

日本ファイルコングループは、国連のビジネスと人権に関する指導原則に基づく手順に従って人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施することで人権への負の影響を防止または軽減することに努めます。

6. 対話・協議

日本ファイルコングループは、本方針の実践にあたり、関連するステークホルダーと建設

的な対話と協議を行っていきます。また、人権に関する社内外の専門知識を活用することにより、人権課題の理解や改善・解決に努めます。

制定年月日 2023年8月24日
日本ファイルコン株式会社
代表取締役社長
名倉 宏之